

北のくらし

# きらめく

北海道立消費生活センター

主な内容

- 冬も家族で節電! …………… 2、3
- 改正特商法 …………… 4
- 高齢者の被害防止キャンペーン… 4
- 格安航空会社のチケットのトラブル… 5
- 放射性物質の相談…………… 6、7
- くらしのセミナーほか…………… 8



### 石狩川河口

かつて石狩川では渡船場を巡る発動機船が活躍していた。川風のさわやかに吹き渡る渡船場の光景も失われて久しい。

(全道展会員 山下 脩馬)

〒060-0003  
札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館西棟  
TEL (011)221-0110  
FAX (011)221-4210  
<http://www.do-syouhi-c.jp/>



# 冬も家族で節電！ 無理なく、健康的な方法は？

今夏、多くの道民の努力で「夏の節電」を乗り切りました。間もなく雪のちらつく季節が到来します。冬の方が夏よりも電力消費量が多いのは、暖房が欠かせない北海道だけです。10月25日時点で、まだ国から節電要請は出されていませんが、家計のためにも環境のためにも節電に心掛けましょう。ただし、健康を害しては大変です。この機会に無理なく、健康的にできる方法を家族で話し合ってみてはいかがでしょうか。この冬を乗り切れば1年を通じて原発に頼らずに過ごせる社会が見えてきそうです。

## お母さん

「体の中から温めるニンニクやショウガ、ネギなどの香味野菜を使い、鍋ものメニューを工夫しながら作るとあったまるわね。暖房にだけ頼るのではなく、綿入れやひざ掛け、厚手の靴下などを用意しようネ」

## お父さん

「家族が別々に過ごすのではなく一つの部屋で家族団らん。テレビも一つのものを見てみると節約できるね。家の中ではストレッチをすると体が温まるし、健康にもいいね。融雪機にばかり頼らず、時には雪かきも健康に役立ちそう」

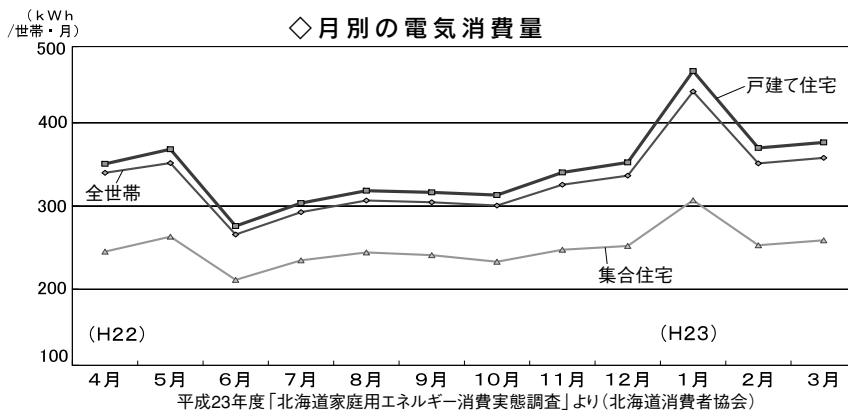


## わたし

「使わない部屋の照明や暖房は、面倒がらずにこまめにスイッチを切らないとね」

## ぼく

「テレビやテレビゲーム、パソコンばかりで遊ばないで、本を読んだり、散歩をしたりね」



**「一番使うのは「1月」**  
道内で1年のうち最も多くの電気を使うのは、最も寒く、暖房が欠かせない1月です

# 工夫あれこれ

家庭でできる節電につながるちょっとした工夫を紹介  
します(参考:「おうちで省エネ!」北海道経済産  
業局発行)



## 居間

- カーテンは厚手のものを床まで垂らし、寒気を遮断する
- 照明器具はこまめに掃除すると明るさアップ。電球を取り換えるときは電球形蛍光灯ランプやLED電球に
- テレビを見ないときは主電源を切る。画面は明るすぎない設定に。たまに画面を掃除する

## 台所

- 冷蔵庫は詰め込みすぎない。開閉回数を少なくし、冷ましてから入れる。冷え具合を弱く設定する
- 炊飯器での保温は4時間が目安。それ以降は電子レンジで温めなおした方が得
- 電気ポットを使わないときはプラグを抜く

## その他

- お風呂は間をおかず次々と入浴する
- 洗濯はまとめ洗いをおすすめ
- 温水洗浄便座は、使わないときはふたをする。便座暖房や洗浄水の温度設定は低く

## 停電にも備えましょう!

方が一、停電になったら…。停電は地震などと同様、災害の一種ととらえ、準備を怠らないようにしましょう。集合住宅の中には停電になると水道も出ないことがあります。住ましいの状態を確かめておきましょう。

### 【役立つところなもの】

懐中電灯、電池、ろうそく、マッチ、携帯ラジオ、飲料水、カセットコンロとカセットボンベ、ポータブル石油ストーブ(使用時は換気に注意)など

### 【備えあれば…】

お風呂の水(水道が使えない場合)

家電製品を買い替える際は、省エネタイプのものを選ぶ



トイレなどで使用)

- 停電時、オートロックの扉がどうなるかを調べておきましょう
- エレベーターがどのような状態になるか調べておきましょう





# 消費者トラブルから

## 高齢者を守るうっ!

高齢者の消費者トラブルの相談件数が年々増加していることから、内閣府政府広報室や消費者庁などが連携して「高齢者の消費者トラブル」未然防止啓発キャンペーンを10月から始めました。俳優がキャラクターにふんじたテレビCMやポスターを作成するなど、国を挙げて被害未然防止に大々的に取り組んでいます。

主な内容は、高齢者への働きかけとして①俳優の松平健さんが「未然

奉行」にふんじて、啓発イベントやテレビCM、ポスターなどに登場するキャンペーン②悪質電話勧誘撃退モデル事業（電話見守り、通話録音）③「高齢者110番」の実施などさまざまな事業を行います。

野田佳彦首相が提唱した「消費者安心アクションプラン」の一環で、もう一つの柱に「食品と放射能に関するコミュニケーションの強化」を挙げています。

# 「押し買い」にも規制 改正特商法で

特定商取引法（特商法）が改正、8月22日に公布され、自宅に訪問してきて、強引に貴金属等を安く買い取っていく「押し買い」が規制されるようになりました。昨年度から今年度にかけて、消費者から各消費生活センターに寄せられる相談件数が激増したための措置です。

特商法の対象となるのはこれまで、訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引の6つの取引形態でしたが、これに「訪問購入」が加わることとなります。

個人宅に訪問して物品の売買契約を行う点で訪問販売と基本的に差異がないことから、行為規制は

訪問販売にならって規定されています。主な内容として①消費者が要請していない訪問買い取りの勧誘を禁止する「不招請勧誘の禁止」②契約書面等の交付義務③契約書面交付から8日間、クーリング・オフができる一など。原則すべての物品が対象となります。違反事業者は業務停止や罰則の対象となります。

施行は公布から半年以内です。

# 未然かるた

キャンペーンの一環として作成された、松平健さんがキャラクターの「未然かるた」Ⅱ写真上Ⅱ。「政府広報オンライン」にアクセスし、「特集」を選ぶとキャンペーンの内容が閲覧でき、かるたの印刷も可能です。

ね

ねらわれて、ふとんに掛け軸つぎつぎと。

に

ニセ社債、売られたきりで連絡なし

こ

高配当？あるわけないないファンド詐欺。

お

押しかけて「金売れ銀売れ」押し返せ。



# 格安航空会社のチケット

## さまざまな利用条件確認して 運賃フラッシュ

**Q** 初めて格安航空会社のホームページから航空券を購入した。予約画面が分かりにくく、希望と違う便を予約してしまったため、変更を希望したら手数料が発生した。納得いかない。

(50代 女性)

**A** 格安航空会社とは、機体の効率的な使用や人件費の削減、機内サービスの簡略化などにより経費を抑えて、低価格で航空サービスを提供している会社で、LCC（ローコストキャリア）とも呼ばれる

ています。日本でもここ数年でこの分野への参入が相次ぎ、北海道発着便でも増えつつあります。料金が安いことは消費者にとって魅力的ですが、既存の航空会社とサービス内容が異なることがあります。

航空券は、自己都合で便の変更をする際、変更手数料を請求されたり、解約を希望した場合には解約料を請求されたりすることがあります。格安航空会社の場合、運賃フラッシュによっては、解約した場合に払い戻される金額が少額だったり、全額が戻されなかったりすることもあります。

この事例では、インターネットの予約サイトに、変更する場合は手数料がかかることなどが明記され、相談者は予約時に表示された確認画面を見てから購入していると思われるます。航空会社側のシステムの不具合等がないのであれば、手数料の支払いはやむを得ないと考えられる旨、相談者に説明しました。



050-7505-0999



このような変更手数料や解約料に関する相談以外にも「機体に不具合が見つかり、点検のために欠航になった。他社への振り替えはしてもらえず、

返金してもらい、自分で他社便を予約しなければならなかった」といったサービス面での苦情もあります。航空会社によっては申し込みの手順や確認画面が分かりにくく感じられ、インターネットに不慣れな人には予約が難しいかもしれません。運賃については同日同便でも、予約する時期により料金が異なり、電話予約やカウンターでの予約には手数料がかかります。手荷物も有料で、荷物の重さにより料金が異なり、予約時に申告しますが、当日空港で超過した場合は、追加料金がかかることもあります。

## 空港へは早めに、日程には余裕を

搭乗する際、チェックインのカウンターが思っていたより遠く、なおかつチェックインの締め切り時間が早いので、乗り遅れるケースもあるようです。空港には余裕を持って早めに行くようにしましょう。格安航空会社は、少ない機体数で運航するため、やりくりがつかず、遅延や欠航が発生することがあります。このことも念頭において余裕を持った日

程を立てることをおすすめします。また、航空会社の都合で欠航しても振り替えはしてもらえず、当該航空会社独自のポイントで払い戻しされたり、当該航空会社のほかの便への変更しかできなかつたりすることもあります。なお、ポイントの消化や便の変更については、有効期間が定められていますので、よく確認しましょう。

# お茶は？ タイヤは大丈夫？

## ～センターにも放射性物質の相談～

平成23年3月11日の東日本大震災以降、道立消費生活センターには食品などにおける放射性物質に関する相談が、平成23年度は53件寄せられました。今年度は、9月末日現在、13件と減少傾向にあります。過去にあった事例の中からいくつか紹介します。

### Q. お茶は安心か？

事故直後は報道で基準値以上の放射性物質がお茶から検出されていたが、現在は大丈夫だろうか。

A. 都道府県等が実施した食品中の放射性物質の検査結果が、厚生労働省のホームページに掲載されています。基準値を超える食品が見つかった場合は、地域や品目ごとに流通を止めて出荷制限を行っています。出荷制限の設定・解除に関しても同じく厚生労働省のホームページに掲載されています。

### Q. 時計の夜光塗料の放射能は？

40年前に購入した腕時計を現在も使用しているが、テレビなどで文字盤の夜光塗料から

放射性物質が検出され、危険だと報道していたが、大丈夫か。

A. 現在日本では、「放射線障害防止法」による規制があり、人体に影響がなく、健康上問題がない量の範囲で作られています。なお、当該時計については、メーカーに問い合わせるよう回答しました。



### Q. 安全な肥料を購入したいが…

肥料の放射性物質の有無が不安だが、店員に聞いても分からなかった。食品と同じく基準値が設けられているのだろうか。

A. 農林水産省は事故以降、農地土壌の汚染の拡大を防ぎ、食品衛生法上問題のない農産物を生産するため、肥料、土壌改良資材、培土に基準を作り、400ベクレル/kgと設定しています。国内で生産、流通、施用するすべての肥料が対象です。



## ウーロン茶の区分は？

食品中の放射性物質の基準値では、食品群を飲料水、牛乳、乳児用食品、一般食品の4つに区分し、それぞれで基準値を設定しています＝右ページの表参照＝。では、普段の生活でよく飲むお茶はどの区分に含まれるのでしょうか。

摂取量の多い緑茶（せん茶、玉露、ほうじ茶、玄米茶など）は、飲料水の区分に含まれ、基準値は飲む状態で10ベクレル/kgです。

一方、ウーロン茶、紅茶、ハーブティー、

レギュラーコーヒーなどは、摂取量に個人差があるので飲料水ではなく一般食品の区分に含まれ、基準値は飲む状態で100ベクレル/kgです。

また、抹茶や粉末茶など粉末状で販売されているものについては、茶葉そのものを摂取することから、粉末の状態で100ベクレル/kgが基準値です。



## Q. 中古タイヤの測定は?

中古タイヤを購入したが、放射性物質が附着していないか心配だ。調べてもらえるところはないか。

A. テスト機関として一般財団法人「日本海事検定協会」などが有料で測定してくれると回答しました。

中古タイヤのほかにも、中古車の汚染に対する相談もありました。車に関しても同協会が測定します。



## Q. 一般の人が手軽に放射性物質を測定できる機器を教えてください

ホームセンターなどに売っている機器を購入しようと思うが性能はどうか。

A. 販売されている測定機器は、専門的なものから簡易的なものまでありますが、個々の機器の性能に関しては、取り扱い業者に問い合わせるようアドバイスしました。また、独立行政法人国民生活センターで、比較的安価な測定器やデジタル式個人線量計のテスト結果（「比較的安価な放射線測定器の性能第1弾、第2弾」「デジタル式個人線量計のテス

ト結果」）を公表していることをお知らせしました。

### 4月から新基準値～食品の放射性物質

厚生労働省は、食品における放射性物質の新基準値＝表参照＝を定め、4月から施行しました（一部品目については経過措置を適用）。

これまでの暫定規制値に適合している食品は、一般的に健康への影響はないと評価され、安全は確保されていますが、より一層の安全と安心を確保するためです。

食品群	規制値
飲料水	200
牛乳・乳製品	200
野菜類／穀類／肉・卵・魚・その他	500



食品群	基準値
飲料水	10
牛乳	50
一般食品	100
乳児用食品	50

(単位:ベクレル/kg)

## 調べてほしいことは ありませんか?

「梅干しの塩分量が気になる」「買ってすぐドライヤーが壊れた。原因は？」など、身近に調べてほしいことはありませんか。道立消費生活センターは消費者の皆さまからのさまざまなテスト依頼を無料で受け付けています。お気軽にご利用ください。

### <テストの種類>

- ① 食品の成分分析や品質分析、添加物や残留農薬の有無など
- ② 繊維製品の組成鑑別や色の落ちやすさなど
- ③ 家庭機器の安全性や消費電力など

### ④ 鍋やプラスチック容器などの材質分析や溶出試験など

※ご希望の方は、まず相談窓口へお問い合わせください（☎050・7505・0999）。なお、テスト品の送料はご負担ください。



# くらしのセミナー

日時	テーマと講師
11月21日(水) 13:00~15:00	「くすりの基礎知識を学ぶ~ くすりの飲み方・選び方」 北海道薬剤師会
12月12日(水) 18:00~20:00	「知的財産権を学ぶ~著作権・ 特許・意匠・商標などから」 日本弁理士会 北海道支部

当センターは消費生活にかかわるセミナーを12月まで毎月1回開催しています。11月と12月の日程と内容は表の通りです。申し込みは教育啓発グループへ。

## 13年版を販売中 国セン「くらしの豆知識」

独立行政法人国民生活センターは、2013年版の「くらしの豆知識」写真Ⅱを作成し、全国の書店で販売中です。  
13年版の特集は「長寿時代に生きる」。ライフプランを組み立てるこ

## テーマは食品表示や省エネ： 11月28、29日に研修講座

第2回消費生活リーダー研修講座が11月28、29の両日、当センターを

日時	テーマと講師
11月28日(水) 10:00~12:00	「今、食品表示を考える」河道前伸子氏(北海道消費者協会非常勤講師)
13:00~15:00	「浅漬けによる食中毒から食の安全を考える」一色賢司氏(北大大学院教授)
11月29日(木) 10:00~12:00	「この冬の電力需給はどうなる？」道経産局資源エネルギー環境課
13:00~14:00	「この冬を乗り切る~家庭でできる省エネ・省電実践~」岡崎朱実氏(北海道地球温暖化防止活動推進員)
14:00~15:00	「企業で取り組む省電~エコ製品の最新事情~」パナソニック(株)

この重要性とその方法や高齢者の住まい、介護保険利用の施設、社会保険制度など、長寿で生き生きと豊かに暮らせる心構えがまとめられています。そのほか契約や商品に関する知識、心身の健康、衣生活、IT関連など、高齢者だけではなく、若者にも参考になる内容となっています。B6判、266ページ、一冊5000円。

## 見学しませんか



会場に開催されます。テーマと講師は表の通りです。受講料は1日千円。申し込み、問い合わせは教育啓発グループへ。

当センターには食品の成分や商品の性能などを調べる商品テスト室や、その結果を分かりやすく紹介した展示室「くらしの広場」写真Ⅱがあり、随時見学を受け付けています。

大手書店で扱っていますが、注文し取り寄せることも可能です。



## ホームページのご案内

当センターのホームページでは、悪質商法の最新事例や商品事故情報、商品テストの結果などを紹介しています。ご活用ください。  
<http://www.do-syohi-c.jp/>

跡！冷凍食品(日本冷凍食品協会)」、12月19日(水)「消費者センスを身につけよう(消費者庁)」。いずれも午後1時半から。

北海道立消費生活センター  
札幌市中央区北3西7  
北海道庁別館西棟  
TEL 011・221・0110  
FAX 011・221・4210  
相談専用電話 050・7505・0999  
当センターは(一社)北海道消費者協会が指定管理者として業務を行っています。